

最近、メイン州のある乳製品製造会社が127名の運転手に残業手当として総額約5億円(\$5 million)を払うことに同意したというニュースがありました。何があったのでしょうか。

同州の残業手当に関する法律では、労働者は、以下の仕事に関わる場合は、残業手当を受けることができないと規定されていました：「(1) 農産物、(2) 肉や魚の製品、(3) 生鮮食料品を、缶詰にすること、加工すること、保存すること、冷凍すること、乾燥すること、マーケティングすること、保管すること、出荷また流通するためにパッキングすること」。ここで問題となったのは、最後の(A)「出荷また流通するためにパッキングすること」で、これは英語の「packing for shipment or distribution」を訳したのですが、この他にも、(B)「出荷のためにパッキングすること又は流通すること」と訳すことは可能です。

運転手は「我々は牛乳のパッキングには関わっていないから残業手当を受ける資格がある」と主張しましたが、会社は「いいえ、あなた達は牛乳の流通に関わっていたからだめです」と反論していました。もし(A)の解釈が正しい場合は、運転手は残業手当を貰えますが、(B)の解釈が正しい場合は、残業手当は貰えなくなります。

もし、「packing for shipment, or distribution」と「or」の前にカンマ(,)が挿入されていれば(A)の解釈はできず、(B)の解釈になることは明瞭です。カンマがなかったばかりにとんでもない訴訟になってしまったわけです。地裁ではメイン州の立法マニュアルにはなんと起草者はカンマは使わないことになっており、カンマがないことをもって(A)の解釈をすることはできないと判断し会社側が勝訴しましたが、連邦控訴裁判所では上記文言は不明瞭であり両方の解釈が可能であると認定し、不明瞭である場合は、労働者の利益になるように解釈するとし、(A)の解釈を適用すると判断しました。その結果、パッキングはせずに流通に携わっていた運転手は残業手当を貰うことができることとなり、会社は運転手に約5億円を支払うことに同意することとなったわけです。

州法はもともとは地裁が判断したように(B)の解釈を意図しており、即ち、パッキングはせずに流通することも残業手当の対象外にする意図だったようで、上記の控訴際の判断を受け、州は「packing for shipment, or distribution」と「or」の前にカンマ(,)を挿入する訂正をしています。上記の係争は単にカンマがなかったために起こったもので、なおざりにされがちなカンマが如何に重要かが分かります。

なお、カンマに似たものにセミコロン(;)がありますが、商標では指定商品・役務の表示では、異なるカテゴリーはセミコロン(;)で分け、特定のカテゴリー内でアイテムを分ける場合はカンマを使うとなっています(TMEP 1902.02(f))。

(上記は一般論又は個人的見解で、個々のケースでの法律アドバイスを目的としたものではありません。)